

## 下水道における化学物質のリスクマネジメントに関する調査研究

全体期間

2000.1～2002.3

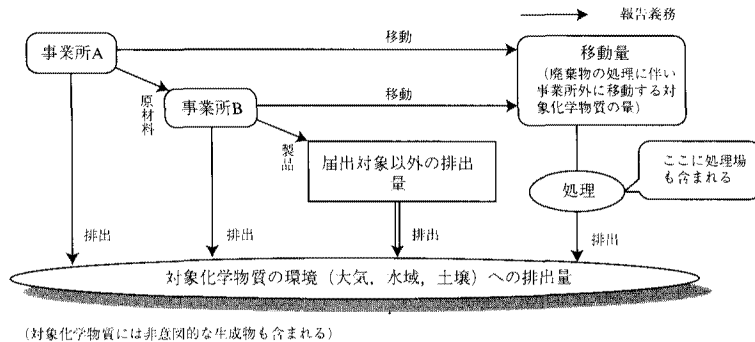
(目 的)

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が公布され、これにより有害性のある化学物質の環境への排出等を把握するPRTR（Pollutant Release and Transfer Register：環境汚染物質排出移動登録）および化学物質の譲渡等に対し相手方に性状及び取扱に関する情報を提供するMSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質安全性データシート）が制度化され、MSDSは平成12年3月より施行されており、PRTRについても平成13年3月30日に施行予定となっている。

下水道事業もPRTR対象事業者として指定され、対象化学物質について、環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国（所轄大臣）に届け出ることが義務づけられた。

下水道から環境中に排出される経路としては、処理水、汚泥、排ガス等が挙げられるが、法の施行にあたり、下水道としての簡便な排出量推計方法や施行に

向けての各種課題（届出・集計方法、公表後の問い合わせ等に関する対応）など、PRTR制度への対応策を検討すると共に、下水道としての化学物質リスク管理手法の検討を行うものである。



**PRTRによる排出量および移動量の把握**

(結 果)

- (1) PRTR対象物質についての物質特性を考慮し、下水道へ流入しやすい、あるいは下水道として管理すべき物質の抽出を行った。物質選定において考慮した事項は、①終末処理場における法規制物質、②製造・輸入量、③環境中における検出状況、④常温における状態(液体・気体・固体)、⑤毒劇法の指定状況、⑥処理あるいは放流先の生態系への影響の懸念、⑦PRTRパイロット事業における排出状況、⑧生物分解性、などである。
- (2) 下水道における測定実績が少なく、流入可能性の高い物質について、2処理場において実態調査（予備調査）を実施し、流入下水、放流水および汚泥中に存在する可能性についての基礎資料とした。
- (3) 下水処理場への流入負荷量および排出負荷量の推計方法について、既存資料および実態調査結果等から、その手法の検討を行った。

(今後の課題)

- (1) 下水道PRTRマニュアル策定
- (2) 下水道における化学物質のリスクマネジメント手法の検討

建設省からの受託研究

研究担当者：江藤 隆，西村 孝彦，那須 基，後藤 雅子，野尻 希守

キーワード

PRTR法，有害化学物質，リスク管理